

## 区域外・校区外就学許可基準（令和3年度～）

区域外・校区外就学を希望する場合の、許可基準（許可可能な事由）については、次のとおりとする。

		事 由	期 間	添付書類
転 居	1	学期途中の転居の場合	学期終了まで	
	2	最終学年者の転居の場合	卒業まで	
	3	上記2の弟・妹について（卒業該当者が卒業するまで）	学年末まで	
	4	一時的な転居（住宅の建替え、改築等による場合）	元の住所に居住するまで	転居日を証する書類 （下記のいずれか） ・建築確認申請書 ・建築請負契約書 ・家屋売買契約書 ・家屋賃貸契約書 ・その他転居を証する書類
	5	自宅の新築または転居が確定しており、転居予定地の学校へ入学（転学）を希望するとき	転居予定地に居住するまで	
	6	公共事業により強制移転等を受けた場合	卒業まで	
家 庭 事 情	7	親の勤務先地区の指定学校への希望の場合	学年末まで。 継続の場合は、学年末に更新手続きが必要	・保護者の就労証明書 または営業（自営）を証する書類
	8	帰宅後養育する祖父母宅等の指定学校に希望の場合 （児童クラブ等の利用が可能な場合を除く。）	小学生に限る。 学年末まで。 継続の場合は、学年末に更新手続きが必要。	・保護者の就労証明書 または営業（自営）を証する書類 ・祖父母などからの預かり承諾書
	9	保護者が病気療養等により他の家庭に保護されている場合	必要な期間	
そ の 他	10	指定学校外の支援学級に入級を希望する場合	必要な期間	就学支援委員会の判定結果 保護者同意書の写し
	11	心身上の理由により、指導上配慮を要すると認められる場合	必要な期間	学校長の意見書 または医師の診断書
	12	校区境付近で、通学距離が短くなり安全に通学することができる場合	卒業まで	
	13	いじめ、不登校など、生徒指導上、特に配慮する必要があるとき	必要な期間	学校長の意見書
	14	その他、教育的配慮が必要であると認められる場合	必要な期間	

◎やむを得ない事由と認められる場合に、上記の基準により許可するものであり、必ず許可できるものではありません。